

第1 普及啓発（平成29年度）

1 広報・行事等

リーフレット，ポスター，福祉のまちづくり広報誌「ありば」，県ホームページ

2 事業所等の研修会等での説明

（平成29年9月30日現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
7	0	4	11

3 事業所等への個別訪問

（平成29年9月30日現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
16	206	45	267

第2 相談対応（平成29年度）

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	Tel：099-286-5110 Fax：099-286-5558	月～金 午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	Tel：0994-52-2108 Fax：0994-52-2110	
大島支庁 地域保健福祉課	Tel：0997-57-7222 Fax：0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

（平成29年9月30日現在）

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
相談 件数		43	13	4	60
	不利益取扱い	4	1	2	7
	合理的配慮	6	2	0	8
	その他	33	10	2	45
対応 回数		225	33	29	287
	不利益取扱い	54	3	6	63
	合理的配慮	30	9	0	39
	その他	141	21	23	185

3 相談対応の主な事例

(1) 不利益取扱いの事例

ア 福祉サービスの提供

イ 医療の提供

ウ 商品の販売及び役務の提供

No.	相 談 者					
1	年齢	—	性別	—	障害種別	—（他県職員）
内容	コンサートの案内ホームページに、車椅子利用者の入場を拒否する記載がある。					
対応	当該県と連携し、事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	ホームページの記載を修正し、今後は、障害のある方へ必要な配慮を行うこととなった。					

エ 労働及び雇用

No.	相 談 者					
2	年齢	40代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	職場で、昇格・昇級等で不当な扱いを受けている（労働局相談済）。障害を理由とした差別をしないよう、会社側に啓発して欲しい。					
対応	労働局及び事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	会社側は、障害を理由とした昇格・昇級等での差別は行っておらず、相談者に対し、昇格基準等を説明の上、達成感を得られるよう指導したいとのこと。障害特性に応じた配慮を行うよう依頼し、相談者も了承した。					

No.	相 談 者					
3	年齢	—	性別	—	障害種別	知的障害
内容	4年前から現在の職場で非常勤職員として雇用されているが、正社員にしてもらえない。					
対応	会社側に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	会社側は、正社員の採用が困難な状況であり、障害を理由とした差別は行っていないとのこと。条例や障害者雇用促進法に基づき適切な対応を行うよう依頼し、相談者も了承した。					

オ 教育

カ 公共的施設の利用

キ 交通機関の利用

No.	相 談 者					
4	年齢	30代	性別	男	障害種別	－（息子）
内容	車椅子を利用している息子（7歳・肢体不自由）と園内の連絡バスに乗ろうとしたところ、リフト付きの別バスに乗るようにとのことで、後回しにされた。					
対応	相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。					

No.	相 談 者					
5	年齢	40代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	空港で、自力でタラップを昇降可能でないと航空機に搭乗できないと言われ、同行者の介助も制止されたため、階段式タラップを腕の力で上らざるを得なかった。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	事業者は、乗降時の安全面を考慮し、自力で昇降できない方についての搭乗をお断りしてきたとのことであったが、相談者に謝罪した。当面の対応として「アシストストレッチャー」の運用を開始するとともに、車椅子に乗ったままタラップの昇降が可能な「車いす階段昇降機」を導入し、車椅子の方の安全な昇降が可能となった。					

ク 不動産取引

No.	相 談 者					
6	年齢	－	性別	－	障害種別	－（病院職員）
内容	患者（精神障害）がアパートを借りようとしたところ、賃貸契約を断られた。					
対応	（対応中）					

No.	相 談 者					
	年齢	-	性別	女	障害種別	- (母)
内容	以前, 息子 (精神障害) が公営住宅へ入居しようとしたところ, 精神障害を理由に入居を断られたが, 障害者差別ではないか。					
対応	当該市町村に事実関係を確認するとともに, 啓発を行った。					
結果	障害を理由に一律に利用を断るような対応はしていないとのこと。今後とも障害を理由とする差別の解消に向け, 職場内での周知・研修の徹底を依頼するとともに, 相談者に, 精神障害を理由とした入居拒否は障害者差別に該当し, 同様の事例があれば相談するよう伝えたところ, 相談者も了承した。					

ケ 情報の提供及び受領

(2) 合理的配慮の事例

ア 物理的環境への配慮

イ 意思疎通の配慮

No.	相 談 者					
8	年齢	50代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	生活保護の申請で署名を求められたが、一人での判断に不安があり断った。担当者に、母と同席の場で対応するなどの配慮をするよう伝えて欲しい。					
対応	合理的配慮を必要とする場合は、相手方に意思の表明を行うよう助言するとともに、担当者に必要な配慮をお願いした。					

No.	相 談 者					
9	年齢	30代	性別	女	障害種別	精神障害（発達障害）
内容	コミュニケーションが苦手なため書面での対応を求めているが、母子寮の職員から口頭で対応すると言われた。					
対応	担当者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	障害特性を踏まえた対応を依頼したところ、今後は、書面での対応を行うこととなった。					

No.	相 談 者					
10	年齢	不明	性別	女	障害種別	視覚障害・肢体不自由
内容	国家試験の受験に際して合理的配慮を試験実施主体に依頼しているが、希望する内容の合理的配慮を提供してくれない。					
対応	試験実施主体に事実関係を確認した。					
結果	試験実施主体は、合理的配慮の提供に当たり委員会を開催して合理的配慮の内容を検討しており、相談者の希望する機器の持ち込みやソフトの購入については不正防止等の観点から対応が困難なため、音声CDや点字版の問題用紙の提供などの合理的配慮の提供を行っている。今後、受験の申込みが開始されるため、提供する合理的配慮の内容について、相談者の要望も踏まえた建設的な検討を依頼し、相談者も了承した。					

No.	相 談 者					
11	年齢	—	性別	—	障害種別	(基幹相談支援センター)
内容	市町村職員採用の募集要項において、点字や拡大印刷などの合理的配慮の提供を行わない旨の記載があるが、障害者差別ではないか。					
対応	当該市町村に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	募集要項を修正するとともに、点字等での受験の際に試験時間を延長するなど、障害特性に応じた配慮を行うよう依頼し、了承を得た。					

ウ ルール・慣行の柔軟な変更

No.	相 談 者					
12	年齢	—	性別	—	障害種別	(採用担当職員)
内容	障害者から、職員採用選考試験の際の合理的配慮の有無について質問を受けた。法及び条例に基づく考え方について教えて欲しい。					
対応	担当者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	過重な負担がない範囲において合理的配慮の提供が必要なこと、試験要綱等に合理的配慮に関する表記をすることが望ましいことを伝えたところ、試験時間の延長等の必要な配慮を行うとともに、次年度以降、試験要綱を見直すこととなった。					

No.	相 談 者					
13	年齢	30代	性別	女	障害種別	視覚障害・肢体不自由
内容	障害のため書字が困難だが、パスポートの申請の際、ヘルパーによる代筆が認められず、自署を求められた。					
対応	担当者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	旅券法担当部署に確認したところ、同法において、障害などのために自署できない人については法定代理人等による署名が認められているとのこと。担当者に、法に基づく適切な対応を依頼し、今後は、代筆が認められることとなった。					

エ その他

No.	相 談 者					
14	年齢	30代	性別	女	障害種別	精神障害
内容	職場で、「障害を理由に甘えないで」と精神障害への理解のない発言をされた。					
対応	事業者に事実関係を確認するとともに、啓発を行った。					
結果	障害を理解しているつもりであったが、周囲のスタッフに余裕が足りなかったとのこと。今後は、障害特性に応じた配慮を行うこととなった。					

No.	相 談 者					
15	年齢	不明	性別	男	障害種別	精神障害
内容	職場で障害特性を理解した配慮をしてもらえなかった。					
対応	相談者は、相手方への事実関係の確認や啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴のみで終結。					